

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成 5 年規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（収集又は運搬を禁止する家庭廃棄物）

第 4 条の 3 条例第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める家庭廃棄物は、第 4 条第 1 号ア(イ)から(オ)までに掲げるものとする。

（収集又は運搬の中止等の措置命令）

第 4 条の 4 条例第 1 6 条の 2 第 2 項の規定による命令は、一般廃棄物収集・運搬中止等措置命令書（様式第 1 号の 3）により行うものとする。

様式第 1 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

（次の 1 様式 別記）

様式第 1 5 号の第 3 面の備考 3 第 5 号及び様式第 2 3 号の裏面の備考 2 第 5 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 5 号及び様式第 2 3 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、この規則による改正前の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第 1 号の 3（第 4 条の 4 関係）

一般廃棄物収集・運搬中止等措置命令書

年 月 日

様

堺市長



あなたは、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第 16 条の 2 第 1 項の規定に違反したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり命令します。

記

命令事項

命令の原因となる事実

日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	堺市 区
違反行為	
収集し、又は運搬した家庭廃棄物の種類等	
収集又は運搬に用いた車両等	
備考	

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内の間（この処分があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（この処分があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。